

循環第781号

令和8年1月27日

一般社団法人山形県産業資源循環協会会长 殿

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課長

令和8年度税制改正の大綱について（通知）

本県の廃棄物行政につきましては、日頃から御協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、このことについて、令和8年1月19日付け事務連絡により、環境省環境再生・資源循環局資源循環課、廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制担当参事官室から別添のとおりお知らせがありましたので、御承知願います。

<担当>

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課

廃棄物対策担当 斎藤

リサイクル・環境産業担当 早坂

TEL : 023-630-3021, 2322

E-mail : yjunkan@pref.yamagata.jp

事務連絡  
令和8年1月19日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局資源循環課  
廃棄物適正処理推進課  
廃棄物規制担当参事官室

令和8年度税制改正の大綱について（結果報告）

日頃より廃棄物処理行政の推進に種々御尽力いただきまして感謝申し上げます。

令和7年12月26日に令和8年度税制改正の大綱が閣議決定されました。税制改正要望に当たりましては、調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和8年度税制改正の大綱において廃棄物関係で要望が認められた事項について、特例措置の対象となる関係者に積極的に周知いただき、当該特例措置の更なる利用拡大を促進していきたいと考えております。別添の内容について、貴管内市町村及び廃棄物処理業者等の関係者に幅広く周知していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【参考】

○令和8年度税制改正の大綱

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

担当者：環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 水島 TEL : 03-6206-1871 (直通)
廃棄物適正処理推進課 三ツ俣、鈴木、佐藤 TEL : 03-5501-3154 (直通)
廃棄物規制担当参事官室 切川、西川 TEL : 03-6457-9096 (直通)

## 令和8年度税制要望の結果（廃棄物関係）

### ○ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、
  - ① ごみ処理施設<sup>1</sup>、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の認定を受けて設置する廃棄物処理施設<sup>2</sup>については1/2
  - ② 一般廃棄物の最終処分場<sup>3</sup>については2/3
  - ③ P C B 廃棄物処理施設<sup>4</sup>については1/3
- とする特例措置について、適用期限を2年間延長すること（令和10年3月31日まで）とされた。

#### 【参考】令和8年度税制改正の大綱（抄）

p. 51 (3) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、下水道除害施設のうち酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置を適用対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。

---

<sup>1</sup> 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第二項第二号、地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）附則第六条第十四項

<sup>2</sup> 地方税法附則第十五条第二項第六号、地方税法施行規則附則第六条第十八項

<sup>3</sup> 地方税法附則第十五条第二項第三号、地方税法施行規則附則第六条第十五項

<sup>4</sup> 地方税法附則第十五条第二項第四号、地方税法施行規則附則第六条第十六項

# 一般廃棄物の最終処分場及びごみ処理施設設置者の皆様へ 本特例措置を積極的にご活用ください。

## 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る 課税標準の特例措置（固定資産税）

### 特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る  
**固定資産税の課税標準価格が変わります。**

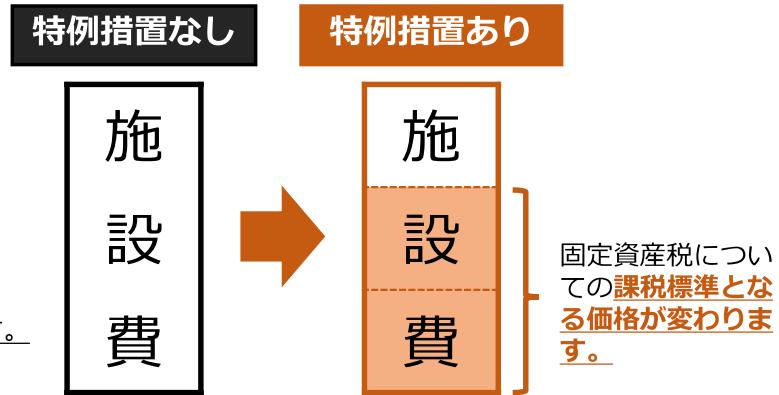
ごみ処理施設

1／2

一般廃棄物の最終処分場

2／3

※措置期間中に取得された設備に係る固定資産税が対象となります。



	対象となる設備
<b>ごみ処理施設</b>	焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備
<b>一般廃棄物の最終処分場</b>	擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備

※別途要件あり